

## 平成二十三年産米の生産数量目標の配分反対に関する緊急声明

平成二十二年十二月三日

自由民主党 政務調査会

農林部会

十一月末の「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」の中で、平成二十三年米の生産数量目標とされた七百九十五万トンを基に都道府県に配分された生産数量目標は、左記に掲げるとおり問題があり到底認められない。

菅政権にあつては、左記のわが党の主張どおり生産数量目標の都道府県への再配分などを行うべきである。

### 記

第一に、生産数量目標の配分が極めて不公平である。

その理由は、平成二十二年産の生産数量目標を守った二十四都道府県すべてが、二十三年産の生産数量目標を前年より減らされている。にもかかわらず、二十二年産の生産数量目標を守らなかった二十三府県のうち七県が、二十三年産の生産数量目標を前年より増やされているからである。これでは、需給調整を守らなかった府県にペナルティを課さないどころか、褒美を与えて過剰作付を奨励していることである。

このたびの都道府県への生産数量目標の配分は、農業者の不公平感・閉そく感を著しく増大させるものであり、せめて過剰作付の府県の生産数量目標は最大でも前年と同じとし、それで生じる未配分の生産数量目標は、需給調整を守った都道府県に再配分すべきである。

第二に、東北・北陸など水田作が中心の県や、県間調整に協力し自らの生産減によって他県の生産調整を受け入れた佐賀県等に過重な生産調整の負担を課していることである。

このような不条理を是正するため、主食用米の生産量の多い都道府県における需要実績の扱いを見直すとともに、県間調整前の生産数量目標を基本とする設定に見直すべきである。

第三に、棚上げ備蓄のための買上げ数量を生産数量目標の配分に反映すべきである。

棚上備蓄については、農林水産省が発表した「平成二十三年産米の生産数量目標について」の最後に、「（なお、棚上備蓄が認められれば、この七百九十五万トンのほかに、備蓄米の生産が可能。）」という記述があるのみである。公平な生産数量目標の配分にするため、この七百九十五万トンに備蓄米の生産量の配分を加えるべきである。

以上